

滋賀県市町村職員研修センター事務決裁規程

[平成 14 年 4 月 1 日滋賀県市町村職員研修センター訓令第 1 号]

改正 平成 17 年 3 月 31 日 訓令第 1 号

平成 19 年 9 月 1 日 訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、滋賀県市町村職員研修センター(以下「センター」という。)の管理者の権限に属する事務の決裁権限について必要な事項を定めるものとする。

(決裁権限の委任)

第 2 条 次に掲げる事項以外の事項は、事務局長が決裁するものとする。

- (1) 中長期の職員研修計画の策定に関すること。
- (2) 年度の職員研修実施計画の決定に関すること。
- (3) 各研修の実施の決定に関すること。
- (4) 議会の招集に関すること。
- (5) 議会の議決、承認、認定もしくは同意を要する事項に係る議案の提出の決定または議会への報告の決定に関すること。
- (6) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 179 条の規定による専決処分の決定に関すること。
- (7) 議会の会議結果の報告ならびに議会で議決された条例および予算の送付の受理に関すること。
- (8) 規則、訓令および要綱の制定、改正および廃止(要綱の改正で軽易なものを除く。)に関すること。
- (9) 監査委員および会計管理者の任免に関すること。
- (10) 附属機関等の委員の委嘱に関すること。
- (11) 附属機関等への諮問および附属機関等からの答申等の受理に関すること。
- (12) 事務局職員の任免に関すること。
- (13) 組合構成市町からの事務局職員の派遣に関する協定の締結に関すること。
- (14) 事務局職員の給与、勤務時間その他重要な勤務条件の決定に関すること。
- (15) 事務局職員の海外出張および 6 日以上長期出張の決定に関すること。
- (16) 自治研修センターおよび滋賀県市町村職員研修センターの事務室の施設の使用貸借の契約に関すること。
- (17) 1 件 3,000,000 円以上の支出負担行為の決定に関すること。
- (18) 1 件 3,000,000 円以上の歳入の決定に関すること。
- (19) 監査委員に対する監査の要求の決定に関すること。
- (20) 監査の結果の報告の受理ならびに監査の結果に基づく措置の決定および監査委員

への措置の通知に関すること。

(21) 会計管理者からの決算の提出の受理およびその決算を監査委員の審査に付する旨の決定に関すること。

(22) 前各号に掲げるほか、異例に属しかつ重要なため管理者が決裁すべきであると認められること。

(代決)

第3条 事務局長が旅行、病気その他の理由により、前条に定める事項について、自ら決裁できない状態にあるときは、事務局長に代わって事務局次長が代決することができる。

2 事務局次長は、前項の規定により代決した場合において、事務局長が自ら決裁できない事由が止んだときは、代決をした旨を遅滞なく事務局長に報告しなければならない。

付 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成17年3月31日訓令第1号)

この訓令は、滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について滋賀県知事の許可があった日から施行する。(平成17年3月31日許可)

付 則(平成19年9月1日訓令第1号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

2 この訓令の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例による。

3 前項の場合においては、改正後の滋賀県市町村職員研修センター事務決裁規程第2条第9号および同条第21号の規定は適用せず、改正前の滋賀県市町村職員研修センター事務決裁規程第2条第9号および同条第21号の規定は、なおその効力を有する。